

橿原市農業委員会総会議事録

HP用

1. 開催日時 令和8年6月11日（木）午後2時00分から午後2時45分

2. 開催場所 リサイクル館かしはら 1階会議室

3. 出席委員（14名）

1 番	安田 宗義（副会長）	2 番	坂口 洋
3 番	北吉 温能	4 番	林田 至玄
5 番	吉川 作衛	6 番	上田 逸朗（会長）
7 番	吉田 昌功	8 番	中川 眞一
9 番	堀田 雅三	10 番	森川 千鶴子
11 番	岡本 和久	12 番	石井 三智子
13 番	森田 尚子	14 番	谷口 敏彦

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件

第3 第2号議案 農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件

第4 第3号議案 農地法第5条農地転用許可申請に関する件

第5 第4号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）
に関する件

第6 報告1 農地法第4条農地転用届出に関する件

その他 農地使用貸借に係る解約通知に関する件

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件

令和7年度の推進委員等の最適化活動の点検・評価について

令和7年度の農業委員会の最適化活動の点検・評価について

5. 会議の概要

事務局

ただ今より、令和8年6月総会を開催いたします。

では、はじめに、上田会長からご挨拶をお願いいたします。

上田会長 挨拶

議長

委員の皆様方には、お忙しいところご苦労さまです。しばらくの間、ご協力をお願い申し上げます。

本日の出席委員は全員出席で14名であり、法定数に達しておりますので、これより令和8年6月の総会を開会いたします。それでは、本日の議事日程を事務局から申し上げます。

事務局 議案書の議事日程を朗読

議長

これより日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名については、2番 坂口洋委員、並びに3番 北吉温能委員を指名いたします。お二方よろしく願います。

議長

日程第2、第1号議案、農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件を議題といたします。事務局、議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件は5件です。

なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等につきましては、現地調査の結果を踏まえ、ご説明をお願いいたします。

1番及び2番は贈与によるもの、3番から5番は売買による所有権移転許可申請です。

事務局からは以上でございます。

議長

第1号議案の案件は、小委員会にかかっておりません。

まず、1 番の調査の結果説明を地区担当農業委員の石井委員さんからお願いします。

石井委員

1 番、石川町***の田、494 m²は、市立畝傍中学校から北約 60m に位置し、**町の** **氏が、父である** **氏から、贈与により譲り受けられるものです。

譲受人は、以前から家族で耕作されており、耕作能力があることから適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に 2 番及び 3 番の調査の結果説明を、地区担当農業委員の谷口委員さんからまとめてお願いします。

谷口委員

2 番、曲川町 4 丁目***の田、457 m²につきましては、市立曾我川緑地体育館から南西約 800m に位置し、**町の** **氏が、甥である** 区の** **氏から、贈与により譲り受けられるものでございます。

譲受人は、連続する隣接農地の所有者であり、農作業歴がありまして、農機具も所有していることから、耕作能力があり適当であると思われます。

次に、3 番、曲川町 2 丁目***の畑、160 m²、及び***の畑、130 m²につきましては、市立曾我川緑地体育館から西約 400m に位置し、**町の** **氏が、**町の** **氏から、売買により譲り受けられるものです。

当事者は双方ともに、過去に売買済みであったと誤認識し、譲受人が長年にわたって当該地で耕作を続けてきたために、実態に合わせて所有権を移転しようとするものでございます。

譲受人は、新規就農者に当たりますが、申請地は自宅の隣接地であり、野菜類の栽培を継続しておられることを確認しております。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

次に 4 番の調査の結果説明を、地区担当農業委員の堀田委員さんからお願いします。

堀田委員

4 番、常盤町***の田、1,132 m²外 1 筆は、奈良県橿原合同庁舎から南約 300m に位置し、**町の** **氏が、**市** 区の** **氏から、売買により譲り受けられるものであります。

申請地は、譲受人の自宅前の土地で、農作業歴があり、農機具も所有していることから、

耕作能力があり、適当であると思われます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に5番の調査の結果説明を、地区担当農業委員の吉田委員さんからお願いします。

吉田委員

5番、古川町***の田、154 m²は、市立光陽中学校から東約50mに位置し、**郡**町の** **氏が、**町の** **氏から、売買により譲り受けられるものです。

譲受人は、新規就農者に当たりますが、小規模農地のため、農機具を利用せず手作業で耕作し、自給用の野菜栽培から始める計画です。

また、住所地からは遠距離ですが、隣接する青空資材置場の所有者であり、無理なく通うことが可能です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、第1号議案、1番から5番の説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

意見なしとの声も上がっておりますので、採決したいと思います。

第1号議案、1番から5番の、農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員の賛成によって、第1号議案の1番から5番は許可と決定いたしました。

議長

日程第3、第2号議案、農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件は1件です。

なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等については、現地調査の結果を踏まえ、ご説明をお願いいたします。事務局からは以上でございます。

議長

第2号議案も、小委員会にかかっておりませんので、調査の結果説明を、地区担当農業委員の石井委員さんからお願いします。

石井委員

1番、田中町***の田、1,170㎡は、市立畝傍中学校から北東約400mに位置し、**町の** **氏が、**町の** **氏外1名から、使用貸借により、農地を借り受けるものです。申請地は**氏の亡き父が使用貸借していた田で、営農を承継する意向です。

**氏は、農作業歴があり、農機具も所有していることから、耕作能力があり、適当であると思われます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、第2号議案、1番の説明を終わります。

ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

意見なしとの声も上がっておりますので採決いたします。

第2号議案1番の農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。よって、第2号議案の1番も許可と決定いたしました。

議長

日程第4、第3号議案、農地法第5条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第5条農地転用許可申請に関する件は2件です。

1番は、売買による所有権移転により、青空資材置場として転用したいと申請されたものです。申請地の農地区分は、住宅や公益的施設が連たんしている区域に近接するおおむね10ha未満の区域の第2種農地に該当し、転用可能と考えます。

2番は、農家の分家住宅として転用したいと申請されたものです。申請地の農地区分は、1番と同じ第2種農地であり、転用可能と考えます。事務局からは以上でございます。

議長

第3号議案は、小委員会にかかっております。まず1番の現地調査の結果説明を、地区担当農業委員の谷口委員さんからお願いします。

谷口委員

1番、寺田町***の田、1,934㎡は、市立金橋小学校から東約900mに位置し、**郡**村の株式会社***が、**町の** **氏から売買により所有権移転し、青空資材置場として転用するため申請された案件です。

譲受人は、申請地の近接地に事業所を所有している法人ですが、保有資材が増え、現在の資材置場では手狭になったため、申請地を転用して増設しようとするものです。

申請地は、事業所から距離が近く、管理が容易で利便性が高いことから選定されました。転用による周辺農地への影響はなく、問題はないと考えられます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に、小委員会での審査の結果説明を、安田副会長からお願いします。

安田副会長

審査では、申請地は用水路に接しており、隣地が農地であるため、周辺の営農の支障がないよう、十分に措置を講じるよう助言を行いました。

申請地の選定等については、先ほどの谷口委員さんからのご説明のとおり適切かと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に、2 番の現地調査の結果説明を、地区担当農業委員の堀田委員さんからお願いします。

堀田委員

2 番、木原町***の田、598 m²のうち 431.06 m²は、市立八木中学校から南西約 400m に位置し、**町の** **氏外 1 名が、妻の父である**町の** **氏から使用貸借し、農家の分家住宅として転用するため申請されたものであります。

申請地は、**氏の耕作地から距離が近く、利便性が高いことから選定されました。農地法の不知により、一部造成済みの状況ですが、周辺農地への影響はありません。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に、小委員会での審査の結果説明を、小委員会委員の吉川委員さんからご説明をお願いします。

吉川委員

審査では、分家住宅は、農業に従事するために住居を構えるための住宅であることから、その意義を強く認識するように指導を行いました。また、農地法の不知については、今後は農業についてしっかりと意識を持つよう促しました。

なお、申請地の選定に問題はなく、ただ今の堀田委員さんからのご報告のとおり適切かと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で第 3 号議案、1 番及び 2 番の説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

意見なしとの声も上がっておりますので採決いたします。

第 3 号議案、1 番及び 2 番の農地法第 5 条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。よって、第3号議案1番及び2番は、許可相当として、県知事に意見を進達します。

議長

日程第5、第4号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件は、2件です。

1番の一町***の田、1,642㎡は、**市**区の** **氏から、なら担い手・農地サポートセンターを介して、**町の** **氏に使用貸借権を新規に設定する計画案で、存続期間は令和13年8月31日までです。

2番も同様に、新規の使用貸借で、出し手と受け手、存続期間はそれぞれ記載のとおりです。事務局からは以上でございます。

議長

以上で、第4号議案についての説明が終わりました。

ただ今の説明について、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

意見なしとの声も上がっておりますので採決したいと思います。

第4号議案、農用地利用集積等促進計画案（権利設定）について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員の賛成によって、第4号議案について、原案のとおり承認し、市長へ回答することに決定いたします。

議長

日程第 6、報告 1、農地法第 4 条農地転用届出に関する件を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局

報告 1、農地法第 4 条農地転用届出に関する件の報告は 1 件です。

1 番、小綱町***の田、52 m²外 1 筆は、近鉄八木西口駅から北西約 300m に位置し、**町の** **氏が、青空駐車場として転用したいと届け出られたもので、隣接する農地はございません。届出日は令和 8 年 4 月 27 日です。事務局からは以上でございます。

議長

以上で報告 1 の説明を終わります。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かありましたらご質問・ご意見をいただきますと思います。いかがですか。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、報告のとおりとします。

議長

次に、その他の案件、農地使用貸借に係る解約通知に関する件を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地使用貸借に係る解約通知に関する件の報告は 1 件です。

1 番、慈明寺町***の田、1,074 m²は、農地法第 3 条による使用貸借権が、借人である**町の** **氏の病気を理由に、貸人である**町の** **氏との間で合意解約されました。解約日は令和 8 年 5 月 1 日でございます。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かご質問、ご意見がありましたらいただきますと思いますが、いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりといたします。

議長

次に、その他の案件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件は1件です。

1番は、新口町***の畑、644㎡で、耕作者であった**町の**氏が死去されたため、生産緑地法第10条に基づき買取り申出をされるもので、申出者は相続人である***氏です。地区担当推進委員の脇山委員さんにもご確認をいただいております。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の説明のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思います。いかがですか。

—意見なし—

議長

意見なしとの事ですので、承認することにいたします。

議長

次に、その他の案件の「令和7年度の推進委員等の最適化活動の点検・評価について」及び「令和7年度の農業委員会の最適化活動の点検・評価について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

まず資料「別紙様式5」をご覧ください。4月から何度もお話しさせていただいている内容になりますが、総会で決議の上で公表することになっていきますので、説明させていただきます。

Ⅱ最適化活動の実施状況について、現状及び課題の内「これまでの集積面積」は、令和6年度までに担い手さんに集積された面積が117㌥で、13.6%の集積率でした。令和7年度の

実績は 119 ㌔で、2 ㌔くらいしか増えていないんですけれども、例えば、利用権が廃止になって、利用権からサポートセンターに移らずに当事者間で契約された案件などは含まれず、減った面積もあります。数字上増えてないからいけないということではなくて、契約の問題もあり、目標に対する達成状況は 93.7% という結果になっています。

遊休農地の発生防止、解消については、令和 6 年度は、草刈りで簡単に復旧ができる緑区分の面積が 6 ㌔、ユンボ等の機械を入れないと復旧できない黄区分の面積が 9 ㌔で、合計 15 ㌔の遊休農地の発生ということになっていました。令和 7 年度は、1 号遊休農地は 13.9 ㌔で、若干減っています。13.9 ㌔の中では、復旧が容易な緑区分は 7.2 ㌔、容易でない黄区分は 6.7 ㌔で、復旧が難しい黄区分が少し減っています。昨年、一昨年と、米の価格が上がったことから、今も作付け希望の相談が多いです。今年の米 30kg の農協価格は 1 万円から 1 万 2 千円位と言われています。最近は、米のほかにも野菜や果樹を作りたいと言われる方がいて、農業が見直しされている印象を受けています。

新規参入については、令和 4 年度から 6 年度はゼロですが、令和 7 年度は、イチゴ農家、アスパラ農家、野菜農家の 3 世帯が新規参入しています。新規就農の補助金は約 10 年前にできました。当時は、農業を全く知らず簡単に考える方が多かったのですが、今は、基準が厳しくなっていることも影響し、農業は厳しいことを前提に相談に来られますので、新規の方でも技術の高い方がいらっしゃいます。令和 7 年度新規参入の 3 世帯の内の 1 人は、耕作放棄地を解消していただいたり、違う町への出作もしていただいています。野菜を作りたい方で 1 町程度の農地を探している方もいらっしゃいます。エリアによっては空いている農地がない場合があり、機会があれば委員のみなさんにも相談に乗っていただきたいと思います。

令和 7 年度の事務の実施状況について、総会の回数は、昨年 12 月 1 日に改選による臨時総会がありましたので、毎月の定例総会 12 回プラス臨時総会 1 回の合計 13 回となっています。農地法第 3 条の許可事務は 1 年間で 43 件ありました。標準処理期間 28 日間に対し、事務局での平均処理期間は 26 日間です。農地転用に関する事務につきましては、処理件数が 21 件、標準処理期間と平均処理期間は 28 日間です。

令和 7 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価については、先日みなさんに自己の点検評価を書いていただいたものを入れています。いろんなご意見をありがとうございました。活動実績も成果実績もなかなか難しい中、頑張ってくださいと思いますので、引き続きこちらも頑張ってくださいと思います。農業委員会の全体としての点検評価について、全体としての評語は、「目標をやや下回る結果となった」となります。最後に「総会で出された意見」を入れて、県へ最終提出ということになります。昨年度の「総会で出された意見」には、米の価格が上がったことが結果として耕作放棄地の解消の一因にもなるため、米の適正価格の維持や、国の施策としての農機具等の補助が必要であることを挙げました。何かご意見をいただけるでしょうか。

議長

毎月の総会の後に話してもよいのでは。今言って今すぐ意見は出にくいでしょう。

事務局

毎月のみなさんのご意見として、米の価格のこととか、昨年と同様になるかもしれませんが、まとめさせてもらおうと思います。

議長

先ほどから何回も出ているように、米の価格が安定したら結果につながると思います。昨年度はJAさんが30,000円も出してくれましたが、その前に24,000円の時がありました。あの価格を5～6年続けてくれたら、新規就農も参入しやすく、我々も農業委員として頑張れるんじゃないかなと思います。安定しないと厳しいです。イチゴの新規就農は増えても、圃場面積は僅かなので集積にはつながりません。米作りだったら面積が広いので、集積につながると思います。

委員

僕は、今年から耕作地を広げてますけど、たまに「将来耕作を続けられなくなったら田を預けたい」などと声をかけてこられる方がいます。ほかにも「機械を買い替えるのが勿体ないからやめようと思う」とか、3～4人の方から声をかけてもらっています。1か所に行きだしたら近くの人から声がかかります。

議長

雲梯町のあの地区で**委員さんが耕作してくれたら、いくらでも集まりますよ。私がそうでしたから。多い時で8町くらい預かっていました。今は4町ほどです。

委員

新しくされる方は機械が必要だから、それを購入するのに補助が出たらいいなと思います。倉庫も必要です。今は村の中で臼挽きをしているから、大量になって迷惑をかけるわけにもいけないので、そういう支援を希望します。

議長

農業については、利益を計算して、企業のように原価計算して、「いくらで売ってください」「いくらで売ります」というのができたらいいんですけど、できない人が多いです。近畿農政局に原価計算を頼んだら、1.8町で60kg当たり16,000円のコストがかかると分かりました。

16,000 円ということは、30kg で 8,000 円です。そこに、30～40%の利益を見込んで 12,000 円で売れたら、農家は成り立つんです。だから、12,000 円という価格は妥当なんです。

委員

等級も機械を使うことになって厳しくなりました。これまで 3 等米とか無かったのに。

議長

＊＊委員さんのように、農業委員になっていただいて、こんなに積極的に耕作面積の拡大に取り組んでいらっしゃる方は少ないので、みなさん見習っていただいて、よろしくお願いしますと思います。

また、総会で出された意見については、来月の総会から心がけていただいて、何でもいいですから意見をいただきたいと思います。

委員

素朴な意見やけど、前々年度に分科会を作って、班に分かれて話し合いをしたけれど、話し合っただけで結論は出ていないし、広報に載せる機会もありませんでした。

議長

農業委員会だよりを出してもいいですね。各市町村では出しているところもあります。1 年に 1 回くらいでも。事務局も考えてもらったらどうかと思います。

委員

樺原市の農地の現状が、こんな状況やということを知らせる意味もあります。

議長

引き続いてそんなことも考えてください。今日のところは、先ほどのような意見をもらったということで、受け止めていただきたいと思います。それでは事務局の説明のとおりしたいと思います。

議長

以上で、本総会に提出された案件はすべて議了いたしました。

委員各位には、慎重なご審議ありがとうございました。

これをもって、6 月の農業委員会総会を閉会いたします。